

ひきこもりの状態にある人やその家族等へのサポート推進条例

令和五年十一月六日条例第四十号

ひきこもりの状態とは、様々な事情から社会とのつながりを避け、家庭にとどまり続けていることをいいます。

ひきこもりの状態になる理由は、学校、仕事、人間関係の悩みや病気など人それぞれですが、重要なことは、ふとしたきっかけで誰もがこの状態を選択する可能性があるということです。

しかし、ひきこもりの状態は家庭外からの目が届きにくく、その状態となった背景や生活、考えなどが周囲に理解されづらいため、ときに偏見や誤解を受けてしまうことがあります。その結果、ひきこもりの状態にある人に「周囲の理解が得られない」という意識が生まれれば、周りにサポートを求めたくても声を上げられず、孤立を深めることにつながります。

こうした課題の解決を目指し、江戸川区では、ひきこもりの状態にある人やその家族等の実態を把握し、必要なサポートを行う足がかりとするための調査を実施しました。この調査では、ひきこもりの状態にある人が江戸川区内に多数いることがわかり、その中には、仲間や友人、居場所、相談先などを求めながらも最初の一步が踏み出せず、生きづらさを抱えている方もいるという現状が明らかになりました。

江戸川区は、全ての人が多様性を認め合い、支え合い、誰もが安心して自分らしく暮らせる社会の実現を目指してまちづくりを進めています。このまちづくりには、ひきこもりの状態にある人の存在も欠かせません。

ひきこもりの状態にある人への理解が進み、ひきこもりの状態でいることが一つの選択であるという考えが広がれば、ひきこもりの状態にある人やその家族等の側からサポートを求めやすくなり、家庭で解決できない問題について、社会全体で手を差し伸べることができるはずです。

そこで江戸川区は、ともに生きるまちを目指す条例の考えをもとに、江戸川区民一人ひとりが、ひきこもりの状態にある人やその家族等に寄り添い、ひきこもりの状態にある人やその家族等を含めた誰もが自分らしく生きることができるまちを実現するため、この条例を定めます。

（目的）

第一条 この条例は、ひきこもりの状態にある人及び家族等（以下「ひきこもりの状態にある人等」という。）を理解し、サポートするための基本理念を定め、江戸川区（以下「区」という。）の責務並びに区民等、事業者及び支援団体の役割を明らかにすることにより、ひきこもりの状態にある人等に対する理解の促進及びサポートを推進するとともに、ひきこもりの状態にある人等を含め

た区に住む全ての者が自分自身を大切な存在と認め、互いに尊重し合いながら、ともに自分らしく暮らせるまちを実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 ひきこもりの状態にある人 江戸川区内（以下「区内」という。）に居住する者であって、様々な事情によって社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊等）を避け、おおむね家庭にとどまり続けている状態又はこれに近い状態にあるものをいう。
- 二 家族等 ひきこもりの状態にある人の家族その他日常生活において密接な関係を有する者をいう。
- 三 区民等 区内に住み、又は区内で働き、若しくは学ぶ者その他区内で活動する者をいう。
- 四 事業者 区内において事業活動を行う法人、団体及び個人をいう。
- 五 支援団体 家族会及びひきこもりの状態にある人等のサポートを目的とした社会福祉法人、NPO法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第三条 ひきこもりの状態にある人等を理解し、サポートするための取組は、ひきこもりの状態にある人等にとって、次に掲げる事項を最大限尊重することを基本理念として推進しなければならない。

- 一 ひきこもりの状態にある人が、地域の一員として、その生き方及び価値観が尊重され、自分らしい暮らしを選択することができること。
- 二 ひきこもりの状態にある人等が、悩み又は不安を一人で抱え孤立することなく、区、区民等、事業者及び支援団体に相談し、その状況に応じた必要なサポート又は配慮を求めることができること。

(区の責務)

第四条 区は、前条に規定する基本理念にのっとり、ひきこもりの状態にある人が安心して自分らしく生活を営み、家族等とともにその状況に応じた必要なサポート又は配慮を求めることができるようにするため、ひきこもりの状態にある人等に対し、必要な施策を適切に講ずるものとする。

- 2 区は、前項の施策を適切に実施するため、ひきこもりの状態にある人等の実態の把握に努めるものとする。

3 区は、区民等及び事業者が前条に規定する基本理念を理解し、共有できるよう、施策に関する情報の発信を行う等、ひきこもりの状態にある人等の理解促進に努めるものとする。

4 区は、ひきこもりの状態にある人等が、媒体の種別を問わず、それぞれが必要とする情報を適切な時期に得られるよう努めるものとする。

（区民等及び事業者の役割）

第五条 区民等及び事業者は、ひきこもりの状態になることは誰にでもあり得ることと認識し、ひきこもりの状態にある人等について理解を深め、その状況に応じた必要な配慮に努めるものとする。

（支援団体の役割）

第六条 支援団体は、それぞれの能力及び特性を生かし、ひきこもりの状態にある人等のサポートを行うとともに、その実施に当たっては、区、区民等及び事業者との相互協力に努めるものとする。

（推進施策）

第七条 区は、この条例の目的を実現するため、次に掲げる施策を推進する。

一 ひきこもりの状態にある人等に対する相談、助言及びサポート

二 ひきこもりの状態にある人等への理解促進及びサポートを行うために必要な体制及び環境の整備

三 ひきこもりの状態にある人等及び施策に関する理解促進のための情報発信

四 前三号に掲げるもののほか、この条例の目的を実現するために必要な施策

2 区は、前項各号の施策を実施するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

一 ひきこもりの状態にある人等及び支援に当たる関係者等の意見を聴くこと。

二 事業者、支援団体、国及び他の地方公共団体その他の関係機関と相互に連携を図り、ひきこもりの状態にある人等に対するサポートを効果的に行うことができるよう、情報の提供その他必要な措置を講ずること。

（災害対応における配慮）

第八条 区は、区民等及び事業者と協力し、災害等への対応（災害発生に備えた平常時の対策を含む。）において、ひきこもりの状態にある人の特性に十分配慮する。

（変化への対応）

第九条 区は、将来の環境及び社会的な状況の変化に対応していくため、必要に応じて、この条例の

内容を見直すこととする。

(委任)

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、江戸川区長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。